

公 示

鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請について	・・・	2
令和8年度第1回動力車操縦者試験の施行について	・・・	4
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案	・・・	7
指定自動車整備事業者の行政処分について	・・・	8
指定自動車整備事業者に対する聴聞の実施について	・・・	9

公 示

鉄道事業法施行規則第72条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取を申請しようとするときは、公示の日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を関東運輸局長あて提出されたい。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 事案の件名及び番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年7月9日

関東運輸局長 藤田 礼子

○普通鉄道事業

事 案 番 号	8鉄公第2号
申 請 者	筑波観光鉄道株式会社
事案の内容	
1. 適用路線	筑波山鋼索鉄道線
2. 設定しようとする事項	普通旅客運賃（別紙のとおり）

別紙

(1) 普通旅客運賃

現 行	申 請
(均一制) 590円	(均一制) 930円

(2) 定期旅客運賃

○通勤定期旅客運賃 (1 ヶ月)

現 行	申 請
(均一制) 12,810円	(均一制) 変更なし

○通学定期旅客運賃 (1 ヶ月)

現 行	申 請
設定なし	設定なし

公 示

令和8年度第1回動力車操縦者試験の施行について

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和31年運輸省令第43号。以下「省令」という。）第10条第2項の規定により、令和8年度第1回動力車操縦者試験について、下記のとおり公示する。

令和8年 7月 3日

関東運輸局長
藤 田 礼 子

記

1. 試験を行う運転免許の種類

- (1) 身体検査、適性検査及び筆記試験
 - 甲種電気車運転免許、甲種内燃車運転免許
 - 乙種電気車運転免許
- (2) 技能試験
 - 甲種電気車運転免許、甲種内燃車運転免許
 - 乙種電気車運転免許

2. 試験の施行及び期日

- (1) 身体検査
 - 省令第8条の2による別表2の上欄に掲げる項目について医師の診断書を運転免許申請書とともに提出し、その診断書により検査する。
 - なお、次の筆記試験及び適性検査は、身体検査に合格した者に対してこれを行う。
- (2) 筆記試験
 - 令和8年9月3日（木） 9時45分から
- (3) 適性検査
 - 令和8年9月3日（木） 13時40分から
- (4) 技能試験
 - 技能試験は、身体検査、適性検査及び筆記試験に合格した者に対して行い、期日については、受験者が所属する事業者を通じて通知する。

3. 試験施行の場所

(1) 筆記試験及び適性検査

関東運輸局

神奈川県横浜市中区北仲通 5－5 7 横浜第 2 合同庁舎

(2) 技能試験

技能試験は受験者が所属する事業者において実施する。具体的な線区等については、受験者が所属する事業者を通じて別途通知する。

4. 受験の際の携行品及びその他注意事項

(1) 受験票及び筆記用具を持参すること。なお、HB の鉛筆は必ず持参すること。

(2) 矯正眼鏡が必要な者にあつては、矯正眼鏡を持参すること。

5. 運転免許の申請

(1) 申請書類

ア. 省令第 5 条第 3 項に定める第 1 号の 2 様式による申請書 1 通

イ. 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあつては、国籍、氏名、生年月日を証する本国領事官の証明書。但し、本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類） 1 通

ウ. 申請前 6 か月以内に撮影した申請者の写真 2 枚

（注）写真は無帽、正面、上 3 分身、無背景の縦 3. 0 cm、横 2. 4 cm の大きさのものを 2 枚で、必ず裏面に氏名、生年月日及び所属事業者を記載すること。

エ. 省令第 9 条第 1 項の規定により試験の一部又は全部の免除を受けようとする者は、免除を受けることができることを証明する書類

オ. 身体検査を必要とする者は、省令第 8 条の 2 に定める別表 2 の上欄に掲げる項目についての医師の診断書

(2) 申請書類の受付期間

令和 8 年 7 月 3 日（金）～令和 8 年 8 月 4 日（火）

月～金（祝日を除く）9：30～18：15

(3) 申請書類の提出先

関東運輸局鉄道部安全指導課

神奈川県横浜市中区北仲通 5－5 7 横浜第 2 合同庁舎 1 7 階

電話番号 045－211－7240

6. 合格基準

(1) 身体検査

省令第 8 条の 2 に定める別表 2 の上欄に掲げる項目について行い、その合格基準は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(2) 適性検査

クレペリン検査及び反応速度検査により実施する。なお、合格基準は、クレペリン検査については曲線類型 a、a'、a'～a'f、a'f、a'f～Fa、b、b'、b'f のいずれかであることとし、反応速度検査については正答数の評点 3 以上かつ誤答数の評点 3 以上とする。

(3) 筆記試験

動力車の操縦に関する法令に係る科目を10問題200点満点とし120点以上、動力車の構造及び機能に関する科目並びに安全に関する基本的事項及び運転理論に関する科目を併せて10問題200点満点とし120点以上を合格点とする。

(4) 技能試験

省令第8条の5に定める事項について実施し、事項毎に100点満点とし、60点以上を合格点とする。

7. 技能試験において使用する車両等

(1) 受験者が所属する事業者（その事業者が同意した場合は受験者が所属する事業者以外の事業者であっても可）は、運転免許申請書を提出した運輸局の管内において、受けようとする運転免許の種類の技能試験に必要な鉄道施設又は軌道施設及び車両（鉄道事業法による許可を受けた鉄道事業に使用するもの又は軌道法による特許を受けた運輸事業に使用するものに限る。）並びに運輸局が別途指示するものを自己の負担において準備すること。これらが準備できない場合は、技能試験を実施しない。この場合であっても運転免許手数料は返還しない。

(2) 技能試験中の安全確保は、上記（1）の車両等を準備した事業者が行うこと。

8. 運転免許手数料

(1) 運転免許手数料は省令第22条に定めるとおりであり、運転免許手数料の額に相当する収入印紙を運転免許申請書に貼付し、納付すること。

収入印紙により納付する場合、収入印紙は消印しないこと。

(2) 運転免許申請書を受理した後は、運転免許手数料は返還しない。

9. 合格者の発表方法

合格者の発表は、技能試験の合格者に対して連絡することにより行う。

10. 試験に関する問い合わせ先

関東運輸局鉄道部安全指導課

電話番号 045-211-7240

月～金（祝日を除く） 9：30～18：15

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年7月16日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

26B34号 株式会社 ケアチャンプ

1. 令和8年6月5日
2. 京浜地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の距離制運賃について、初乗距離を2kmに換算する。

(ア) 普通車 上限運賃

公 示

道路運送車両法第94条の8第1項の規定に基づき、指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社ホンダニュー埼玉
代表取締役 小林 由佳
埼玉県熊谷市石原一丁目102番地

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

株式会社ホンダニュー埼玉 本庄店
埼玉県本庄市日の出四丁目11番13号
認証番号 第4-4890号
指定番号 関東指第4-1340号

3. 処分の内容

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令
停止期間 令和8年7月14日 から
令和8年8月27日 まで 45日間

4. 処分の理由

道路運送車両法94条の5第1項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和8年7月1日

関東運輸局長 藤田 礼子

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

1. 件 名

道路運送車両法第93条、同法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定による処分について

2. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社山元商会

代表取締役 山田 淳史

千葉県千葉市中央区稲荷町一丁目3番1号

3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

ジョイツーオート 船橋習志野店

千葉県船橋市習志野4丁目15番3号

認証番号 第3-4002号

指定番号 関東指第3-2191号

4. 期 日

令和8年7月22日（水）9時30分

5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地

横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

道路運送車両法第91条第1項、同法第91条の3、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項、同法第94条の5第5項、同法第94条の6第1項及び同法第100条第2項の規定違反

令和8年7月9日

関東運輸局長

藤田 礼子